

# 必要ですか？共通番号

- A 共通番号法案の検討
- B 住基ネットとの比較

日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長

弁護士 武藤糾明

## A① 法律の目的

1条：「行政事務を処理する者が、…効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるよう<sup>に</sup>するとともに、申請、届出その他の手続きを行う国民が、手続きの簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにする」

→行政効率化がメイン。

しかし、数値目標も、試算結果もない！

## A②正確な所得把握ができるようになる？

「すべての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的」(大綱19頁)

→ 限界がある。

効用の評価が数的にできなければ、費用倒れになるおそれも。

# A③番号は不要です！

1 「消費税の給付付税額控除」に必要？

→「**軽減税率**」で、逆進性緩和できます！

2 申請なしで国が手を差し伸べる？

→**自治体が情報連携**をすればできる！

そもそも、生活保護の支給だけで何兆円  
もの支出が必要だが、**財源の裏付けなし**！

## A③社会保障が充実する？

3条2号「社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること」を旨として番号を利用する。

\*社会保障個人会計：社会保障受給額（年金等）が、負担した社会保険料を超えた者について、死亡時に相続財産で清算する仕組み

→ 社会保障（公助）の否定では？

公助：①税金負担能力のない人には給付のみ

②保険料を負担し合って、困った人が出たら、  
負担額以上に給付する。

=困ったときはお互いさま。絆。日本・世界の伝統では？

## A③社会保障政策の動き

### ＜利用者負担を増やす政策＞

2005 障害者自立支援法、介護保険制度改革

2006 医療制度改革

### ＜民主党マニフェスト2009＞廃止・見直しを約束

- 障害者自立支援法廃止を約束して、國家賠償請求訴訟で円満に和解したのに、結局廃止せず、番号へ！（別表第一、八四号）

- 労働者派遣法改正は？後期高齢者医療制度は？（別勘定）
- 年金支給開始年齢遅らせ、生活保護引き下げ検討

→ 格差社会のは正を図れないなら、十分な説明が必要では？

# B①住基ネットと行政効率化

- \* 国(総務省)は、国民の50%が住民基本台帳カードを所持することを前提として、行政効率化が図られると計算(別紙)。  
→実際には1~数%しか普及せず。  
\*そもそも、「人件費が浮く」という説明は、妥当か？
- \* 作業時間が削減された分、公務員を解雇しない限り、人件費は減らない(が、そんなことは違法だからできない)。実際は逆に新たな作業が増え、不可能。  
→行政効率化は実現せず。

# B①電子政府と行政効率化

\* 2006. 7. 5

外務省のパスポート電子申請システム等を、財務省が  
廃止要求

ランニングコスト年8億円で、2005年の申請件数は103  
件。

→パスポート1冊に1600万円かかった。

→電子化で便利、効率化といつても、実際の  
ニーズに基づかないと、税金の無駄遣いに。

## B②共通番号とは？

- \* 市町村など：社会保障に関する健康状態、疾病・傷害の有無・程度、結婚・離婚歴、収入
- \* 医療機関：病歴、障害の有無・程度
- \* 税務署・市町村など：職種、就業先、収入  
→それが、担当する業務の目的のために管理・利用することは必要不可欠。

→必要もなくつなげると、問題。

個人が丸裸になるおそれも。

# B②行政効率 VS プライバシー

## 私たちは何を望むのか？

### \* 行政効率の最大化した国

＜国が、国民の可能な限りの情報を把握しようとする＞

例えば…

### \* プライバシーを最大限保護する国

＜必要性がはっきりしない限り、他人に知られたくない情報は、分散管理され、勝手に統合(データ・マッチング)されたり、目的外に利用されたりしない＞

EUその他多くの国 = 国民が、どこまで自分の情報を国に管理してほしいのか、慎重に考える国。行きすぎた国民管理には反対する国。

# H11. 4. 20衆議院地方行政委員会

- \* 野田国務大臣「(住基ネットは、法改正で提供先を増やして、)  
住民の利便を増進すると同時に国及び地方公共団体の行政の合理化にも資する」
- \* 古賀(一)委員「衣の下にいろいろなものがあるだろう…怖いものもあるだろう、」「だから、それを本当にオープンにして、…この国会でやるべきじゃないか」
- \* 桧屋委員「年金のデータベースに入っている我々の個人情報だけでもすさまじいものがある。どこで結婚し、どこで離婚されて、どうやって仕事をしてどのぐらい収入があるかと言うことは、もう一目瞭然で…行政のデータベースがマッチングされるようなことがあつたら、本当に私たちの情報は丸裸になる」

## B③最高裁と住基ネット

\* 最高裁2008. 3. 6判決

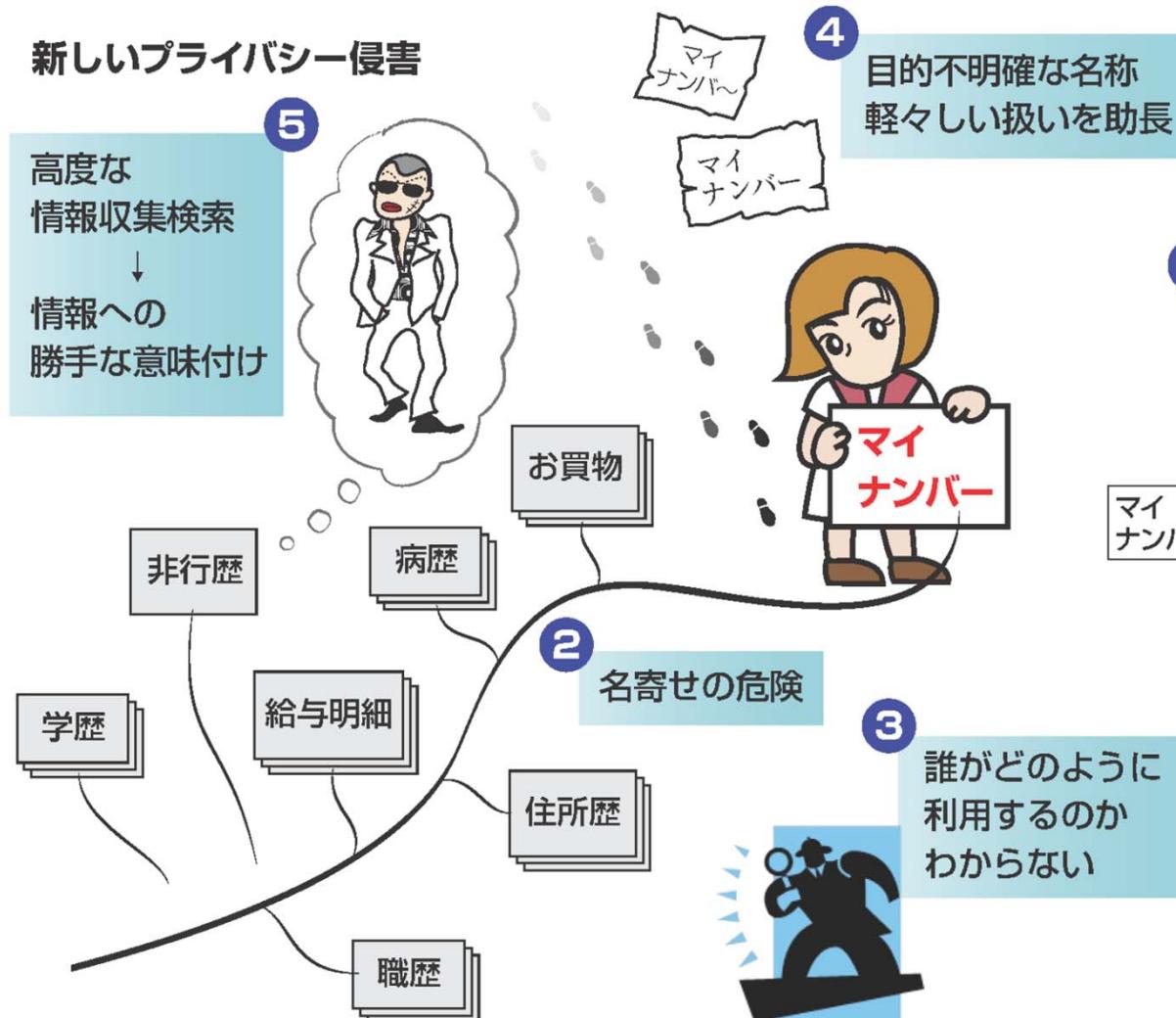
共通番号(住民票コード)の利用が、正当な目的で、法律で限定されているから、合憲。

→国(総務省)は、「住民票コードを利用する行政事務は、立法がない限り拡大しないから、限定されている。従って、プライバシー権侵害にあたらない。」と主張。

→「政令で定める公益上の必要があるとき」(17条11号)に拡大されるのは、  
限定されていないのでは？

## マイナンバーに潜む危険

### 新しいプライバシー侵害



⑥ **迫り来る危機！政権は「使わせない」と言うけれど…** (Coming crisis! The government says 'Don't use it', but...)



① **何だか凄そうでも何ができるのか？**  
: 少しは便利になるかもしれないが

## 総括調査

所属:	外務省	機関:	外務本省	歳計:	一般会計
事務名:	旅券発給窓口運営(電子申請システム運営経費)	予算措置:	16年度:1,245百万円	17年度:988百万円	18年度:862百万円
契約価格等					
事務の概要 「e-Japan重点計画」における「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の促進」の一環として、旅券発給のオンライン申請が可能となるよう、「旅券電子申請システム」の運営を行な事業。					

### ① 調査の視点

- 旅券発給窓口運営の中の標準化経営、特に電子申請システム導入経費について、利用・実績状況の把握、導入コスト等を検証し、経費削減効果や今後の方向性を吟味する。

#### ※ 旅券電子申請システム

- 後方、各都道府県の旅券事務所に利用者が向いて行っていた旅券申請手続き、インターネットを利用して東京等のパソコンから可決とするシステム。
- 「e-Japan重点計画」の一環として推進されてきており、JR東、東京駅構内等で、2003年度からシステム導入開始。
- 本システムを利用者側から見ると、(a)申請時と交付時にごく必要であった旅券事務所への出頭が交付時の1回のみで済み、更に、(b)申請が24時間可能(通常は申請窓口の開設時間のみ)というメリットがある。
- 現在までのシステム導入率は、2003年度1県(岡山)、2004年度6県(宮城、茨城、福島、栃木、埼玉、長崎)、2005年度6県(群馬、和歌山、香川、徳島、宮崎)の計12県。

### ② 調査結果及びその分析

- 旅券電子申請システム導入振り返り状況
  - 2003年度末のシステム導入以前、電子申請による旅券発給件数(合計)は183件(2003年度0件、2004年度30件、2005年度100件)と初めて紙類(2003年度の旅券発給件数は金額で約375万件)。

※ 群馬県における既存料金推移(2005年度の岡山県での旅券発給件数は金額で45、421件)

年 月	2003 4~9	7~9	10~12	2004 1~6	7~9	10~12	2005 1~6	合 計
	10	9	10	4	4	7	10	45,421

- 一方、両システム導入経費は年間平均約8億円。現状では、電子申請による1件当たりの年度支度經費を試算すると約1,600万円となり、通常発給の場合は(約3~4千円)と比べ5,000倍以上となる。
- 利用件数が初めて紙類に止まる箇所をEatingしたところ、以下が指摘された。  
・ 住基カードの取得が必須となるが、その取得者がまだ僅少(人口比0.5%:平成17年8月末時点推算調べ)。  
・ セットアップコストが高い。  
実際に電子申請を行うには、住基カードの取得(600円)に加え、JR東、JR西から公的個人認証(電子証明書)を取得し(500円)、ICカードリーダライタを購入(約3,000円)する必要がある。また、JR東、JR西のカードライタは互換性のあるJR東京にはなく、大規模量販店等でしか入手できない。  
・ 金融ソフトをダウンロードの上、裏原、直原(サイン)等を電子送付する必要がありますなど、オンライン操作に一定の苦労が求められる。

- 更に、旅券申請の場合、以下の間に要因の存在が指摘された。  
・申請者にとって基本的に10年(5年)に1回しか利便性がない、メリットが実感しにくい。  
・申請者本人が窓口に行けない場合、電子申請を利用しなくても代理申請が可能。  
・申請時に芦特種手数料等を別途取扱・開通する手数料が必要であり、オンライン手続きのみで終了しない。

- 実際の電子申請利用者に調査し、特定県においてサンプル的にEatingしたところ、  
・ 利用登録者が旅券申請済みがある者(85%)、最も多くは、明らかに即座にオンラインシステムから旅券申請済みがある者であった。  
・ 利用者の住基と旅券発給事務所との物理的距離に難題はなく、「旅券発給事務所が遠く不便だから電子申請を利用した」という者は特に見当たらなかった。  
○ ホームページを現場で運営する地方公団体側から見ると、  
・ 各都道府県では、一般行政サービスの電子申請システム化が進められつつあるが、旅券発給に限っては、利便率が初めて気持であるほか、旅券交付(電子申請)システムのカスタマイズに必要な旅券費用の問題等があり、16年度の新規導入は見送りが決定している。  
・ 他方、既に導入済の県に於いては、利便性向上の具体的方策を各県とも見出せしていないものの、運営経費が金額面負担となっていることもあり、何れも様動遅後の平準となっている。

### ③ 今後の改善点・検討の方向性

- 旅券電子申請システムの利用率向上に向けて、外務省(及び各県)は社内やパンフレット等での周知、ヘルプデスクサービスの設置等に最大ユーストを投入し、職員に普及努力を統一しているが、目立った効果は上げられていない。

その背景には、建設のとおり、住基カードの取得件数が緩めて進歩といつた一般的景況に加え、旅券申請に固有の課題が存在すると想定される。

- これに加え、本システムの推動開始後、2004年6月に細川文部により旅券発給が改正され、本年3月20日から、これまで誰だけに旅券発給されていた旅券事務所が各市町村にまで拡張、拡張実績することが確認となった。このため、これまで電子申請を行なう場合、別途、芦特種手数料の取扱・納品が必要となっていたが、今後は身近な旅券事務所に得られれば、その場で芦特種手数料に加えて旅券事務所も同様となり、利便性は著しく向上することとなつた(ワントップ化の実現)。  
⇒ 現に全市町村への再販路を予定する事も想定されており、今後、本システムの導入いんに腰をはずす、窓口業務を市町村レベルへ移す地公体が増加する事も想定される。

- また、本システムの導入は各都道府県の判断事項であるが、現状では初期費用の購入等からシステム導入自体が拡大しておらず、このまま一部導入県のみでシステム運営を続けることは、導入県の厳しい財政事情に堪み過ぎる可能性を有することは言い難い状況。と考へざるを得ない。

従って、例えば、全国で住基カードの既存者数が一気に進むまではシステムを停止する、導入県の義務に對して既存運営コストの負担を求めるなど、本システムの廃止を含めた見直しを急ぎに検討すべきである。

#### (参考)

旅券発給に係る他の支障要因の事例について見た場合、インターネット上で旅券申請が均等であることが確認できるものは、現在、シンガポールのみ。

住民基本台帳ネットワークシステムの表示ツイット（試算）

行政側の機員や住民のシステムの導入に伴う訓練時間とこれらの者の時間割合の標準的な  
人件費などを用いて、標準化されたものの施行を一定の規定の下で試算したもの

15. 住民登録

470万件 × 1/2 × 13.2分  
(新入居出) (カーネル新規者) = 51.7万時間

④ 51.7万時間 × 3,623円/時間 = 187億円……………(1)

公務員時給(賃料)

470万件 × 10.0分 時間 × 51.7億円  
60分 = 7台、3万台時給

470万件 × 55円 = 2.6億円  
(賃送金)

⑤ (7.9.3万台時給 × 3,623円/時間) + 2.6億円 = 31.0億円……………(2)

(参考) (1)+(2)=52.0億円

16. 市町村別登録の各登録事務の時間割合

1、000万件 × 10分  
別業事務(戸籍) = 80分

⑥ 156.7万台時給 × 3,623円/時間 = 565.9億円……………(3)

17. 税額別登録事務の時間割合

1、000万件 × 60分 時間 = 60.3.9万台時給

⑦ 8.3万台時給 × 3,623円/時間 = 29.0億円……………(4)

(参考) 51.7 + 7.8.3 + 156.7 + 60.3 = 240.2万台時給

18. 税額別登録事務の時間割合

⑧ 770万件 / 5本 × 1.623万台時給 = 2.5.1億円  
ハーフ リース 金團体の半額負担

⑨ 170万円 / 5年 × 50% × 1.623万台時給 = 67.9億円  
税額別登録事務

25. 1億円 + 67.9億円 = 約100億円……………(5)

⑩ +(3)+(4)+(5) = 約240億円

## 保育園

(保育園の運営費)  $\approx 470 \text{ 万円} \times 1/2 \times 70 \text{ 分}$

470万円  $\times 1/2 \times 70 \text{ 分} \approx 274.2 \text{ 万円}$   
(収入漏出) (力-効率率) 60分

470万円  $\times 1/2 \times 200 \text{ 円} = 4.7 \text{ 億円}$

④ (274.2万円)  $\times 1,000 \text{ 円} + 4.7 \text{ 億円} = 32.1 \text{ 億円}$  (1)

## 幼稚園

(登録料交付件数)

9、070万人  $\times 1/2 \times 9,278 \text{ 万円} \times 40 \text{ 分}$   
(城外通勤・通学費) (利用率) 12.526万人  $\times 60 \text{ 分}$

(全国住民人口)

9、070万人  $\times 1/2 \times 12,526 \text{ 万人} \times 200 \text{ 円} \approx 22.7 \text{ 億円}$

⑤ (22.758.0万円)  $\times 1,000 \text{ 円} + 22.7 \text{ 億円} = 98.5 \text{ 億円}, \dots, (2)$

## 小学校

1、000万円  $\times 70 \text{ 分} \approx 1,166.7 \text{ 万円}$

1、000万円  $\times 200 \text{ 円} \approx 20.0 \text{ 億円}$

⑥ (1、166.7万円)  $\times 1,000 \text{ 円} + 20.0 \text{ 億円} \approx 136.7 \text{ 億円}, \dots, (3)$

(参考) 274.2 + 758.0 + 1,166.7 = [2,060.9 億円]  
上記 1

⑦ (1)+(2)+(3) = 約270億円